

I. 英米法概観

1. 英米法・英米法系

(1) 英米法・英米法系とは

大陸法系のことをローマ法系, 英語では civil law (←→common law) という。ローマ法系のことを civil law というのは, 継受されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典(6世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された)が16世紀後半以降 Corpus Iuris Civilis (市民法大全——意識すると「ローマ法大全」)と呼ばれたことによる。

(2) 英米法系に属する地域

① 連合王国

- ◆ England (1066: William I (William the Conqueror) によるイングランド征服)
- ◆ Wales (1284に England 国王 Edward I が征服し, 属国とし, その息子(のちの Edward II) をその君主に据えた [Prince of Wales]。1536年に正式に併合される)
- ◆ Scotland (1603年に Scotland 王 James 6世が England 王 James 1世として即位して以降, 同じ王を戴くことになる。1707年に議会の法律により England と合併し, Great Britain という連合王国を形成した。)
- ◆ Northern Ireland (Ireland——1801年に Great Britain と合併し, United Kingdom の一部となった。南 Ireland——1922年 Irish Free State (アイルランド自由国, 自治領)となる。1937年に独立主権国家 Eire となり, 1949年には Republic of Ireland として, Commonwealth から離脱。)

② アメリカ合衆国

- ◆ Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ)——フランスの植民地(アレゲニ山脈以西の広大な地), 1763年スペイン領(ミシシッピ以東はイギリス領になる), 1800年フランス領, 1803年アメリカに1500万ドルで売却。

(3) 英米法と大陸法

イギリスでは早くから国内が統一され, しっかりとした法制度が確立されていたため, 中世末から近世にかけて商取引が盛んになったときにも, ローマ法などに頼る必要が小さかった。これに対して, ヨーロッパでは, 中世から近世にかけて統一的な法制度を自力で生み出すことのできる中央集権国家がでてこなかった。また, 神聖ローマ帝国は, ローマ帝国の継続であり, そこでは, ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。

[ローマ法を基礎とする法典編纂]

フランスにおいては, 1804年に民法典が(1807年にナポレオン法典と改称された), 1806年に民事訴訟法典が, 1807年に商法典が, 1808年に治罪法典が, 1810年に刑法典が制定された。

ドイツにおいては, 1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは, 1881年にスイス債務法が成立した(民商法の統一——契約・会社・手形・小切手)。

19世紀以降のドイツにおける, 精緻な概念構成による体系化。

【法の支配と法治主義】

